

JIKEIKAI YOUUGO ROUJINHOME

慈啓会養護老人ホーム

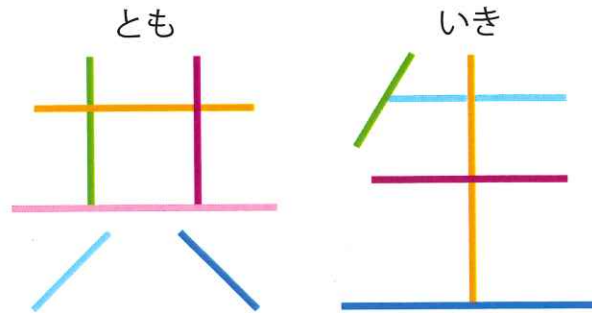
外部サービス利用型指定特定施設
外部サービス利用型指定介護予防特定施設



社会福祉法人 さっぽろ慈啓会



法人理念



すべてのいのちに寄り添い、共に生き続ける

- 誰もが“人”として尊重されること
- 誰もが“個人”として保証されること
- 誰もが“地域社会の一員”であること

ゆとりと憩いの刻の中で

自分らしい生活を送る

慈啓会養護老人ホーム

札幌で一番の歴史を持つ

大正14年「札幌養老院」として開設されて以来、永年培ってきたノウハウを生かしたサービスを提供しており、平成18年度からは、入所中に介護を要する状態になったときは、介護保険の在宅サービスが利用できる施設になりました。

居室は全て個室制

入居者皆様の自主・自立を尊重すると共に、プライバシーを守ります。
クラブ活動やレクリエーション活動により、皆様のふれあいの輪が広がります。

施設の目的

環境上の理由及び一定の経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が、低額な費用で市町村長の措置により入所できる「措置施設」です。

入所要件

65歳以上で、家族や住宅の状況などから在宅での生活が困難な方や、経済状況が低所得世帯(生活保護世帯、市民税の所得割が非課税世帯)の方が、市町村長の措置により入所できます。入退所は行政が決定します。
※お住まいの区役所保健福祉課へお申し込みください。

施設利用料

本人の収入、同居の主たる扶養義務者の所得税年額や市民税年額等により、月額負担額が決定されます。(別表1)

また、扶養義務者の負担月額もあります。(別表2)

介護保険のサービス

介護保険で「要支援」や「要介護」の認定を受けた場合は、介護保険サービスの対象となり、介護サービスが必要な方を対象に、個別で介護サービス契約を行います。サービス利用料金については要介護度別、年金収入額により変わりますので、詳しくはホームにお尋ね下さい。



2F浴室



個室



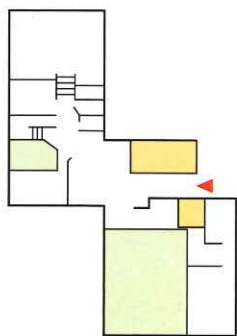
1Fロビー



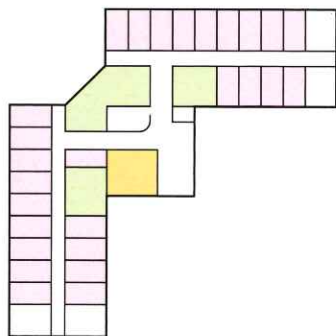
1F食堂



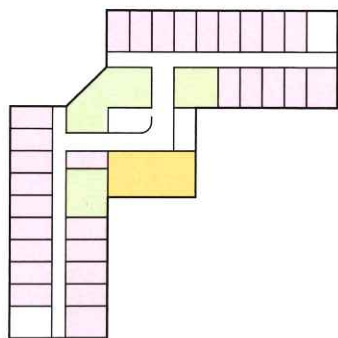
3F医務室



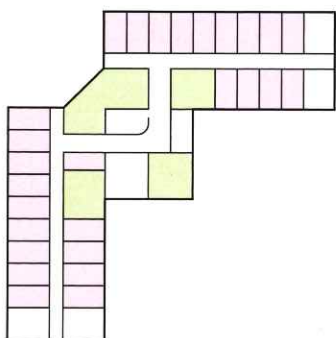
1F 食堂、調理室
事務室、洗濯室
ロビー



2F 浴室、ワーカー室
談話コーナー



3F 談話室、医務室



4F 談話室、集会室(仏間)
クラブ室



施設概要

開設	大正14年10月(札幌養老院) 昭和41年2月新築(移転改築:昭和60年3月)	設置/運営	社会福祉法人 札幌慈啓会
種類	外部サービス利用型指定(介護予防) 特定施設・養護老人ホーム	入所定員	80名(全室個室)
名称	慈啓会養護老人ホーム	協力病院	慈啓会病院
		建物構造	鉄筋コンクリート造り4階建 2,866.54m ²

交通のご案内



地下鉄東西線 円山公園駅 下車	乗継	JRバス 循環円10 循環円11 円11	(界川先廻り) ロープウェイ線 慈啓会前下車 (南11条西22丁目経由) ロープウェイ線 慈啓会前下車 西25丁目線 慈啓会前下車 啓明ターミナル下車
地下鉄南北線 中島公園駅 下車	乗継	JRバス 循環啓55 循環啓56	(南9条経由) 山鼻線 啓明ターミナル下車 (南16条→ロープウェイ経由) 山鼻線 慈啓会前下車
地下鉄南北線 幌平橋駅 下車	乗継	JRバス 循環啓65 循環啓66	(南9条先廻り) 山鼻線 啓明ターミナル下車 (南16先廻り) 山鼻線 啓明ターミナル下車
JRバス 札幌駅前 乗車 大通西4丁目 乗車	乗継	JRバス 53 51	(中央区役所前経由) 啓明線 啓明ターミナル下車 (医大病院前経由) 啓明線 啓明ターミナル下車
タクシー			JR札幌駅=====▶ 約20分 地下鉄円山公園駅=====▶ 約20分



社会福祉法人 さっぽろ慈啓会
慈啓会養護老人ホーム

〒064-0941 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番52号 TEL:代表(011)561-8296 FAX:(011)561-8280
URL:<http://www.sapporojikeikai.or.jp> e-mail:info-yog@sapporojikeikai.or.jp



2024.09.30

養護老人ホーム(平成18年4月施行)

老人福祉法および介護保険法の改正により、入居要件が拡大し相談や援助が強化され、将来的に居宅生活を目指すとともに、介護を要する状態になれば介護保険を利用する施設となりました。「入退居」は行政が決定する“措置施設”で従来通りです。

【生活】 定員80名。全室個室。セルフ方式。
【入居基準】 おおむね次の①～④のすべてに該当する方が対象になります。

①	年齢	原則として満65歳以上の方。
②	経済事情	原則として生活保護世帯または市民税の所得割が非課税世帯等の低所得世帯。
③	健康状態	入院加療が不要・伝染性疾患なし。
④	生活環境上の理由で、居宅での生活が困難な方	

【経費の負担】

《本人負担額の算出方法》

年金・財産収入・利子等の収入年額
 一) 必要経費の年額(租税・健康保険料・介護保険料・介護保険利用自己負担額・医療費等)
 = 対象収入(この金額により負担額が決定します)
 (本人負担月額)
 (入居直前に同居の主たる扶養義務者の負担月額)

【介護保険の適用】(平成18年10月)

介護保険で「要支援」や「要介護度1以上」に認定の場合は、介護等は介護保険の対象となり、要介護度別に定められた利用額に応じて10%が自己負担(月額)となります。前記の負担額の外に負担となります。介護保険サービスは、当施設と契約した居宅サービス事業者と連携して実施します。

【介護保険サービス額の例】(1単位=10円)

基本サービスと受託居宅サービスの合計が1ヶ月分の利用料総額でこの10%が自己負担となります。

《介護給付》(要介護1以上)

- ①基本サービス・・・84単位(1日につき)
- ②受託居宅サービス
 - ・身体介護・・・94単位(15分毎)等
 - ・生活援助・・・48単位(15分毎)等
 - ・通院等乗降介助・・・85単位(1回)
 - ・通所介護・・・通常の居宅サービスの90%

《予防給付》(要支援1,2)

- ①基本サービス・・・57単位(1日につき)
 - ②受託居宅サービス
 - ・週1回程度の予防介護・・・1,032単位(1ヶ月)
 - ・週2回程度の予防介護・・・2,066単位(1ヶ月)
 - ・通所介護・・・通常の居宅サービスの90%
- ※この利用料は国が変更する場合があります。

《加算》以下の加算が介護保険利用料に含まれます。

加算項目	単位数 ※2
サービス提供体制強化加算(1)	1日につき22単位
障害者等支援加算 ※1	1日につき20単位
協力医療機関連携加算 ※2	1月につき100単位
介護職員処遇改善加算(1)	月の総単位数に12.8%の加算率を乗じた単位数

- ※1 厚生労働大臣が定める特定の障害等を有する者に対して基本サービスを行った場合の加算になります。
- ※2 相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合に算定する加算になります。
- ※ 所定の単位数とは、基本サービス費に外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービス費を加えた総単位数となります。そのため、ご利用者様個々の介護度やサービス内容等により月毎に単位数が変わります。

《退去基準》 次のいずれかに該当となる場合。

①	病院に入院継続が3ヶ月到達または3ヶ月以上見込まれる場合。
②	心身状態等の低下により当施設での共同生活が困難な場合。
③	心身状態等の改善により居宅生活が可能と認められる場合。

【本人負担額】(抜粋)

(単位:円)

階層	対象収入の区分	負担額
1	0円 ~ 270,000円	負担無し
2	270,001円 ~ 280,000円	1,000円
3	280,001円 ~ 300,000円	1,800円
5	320,001円 ~ 340,000円	4,700円
7	360,001円 ~ 380,000円	7,500円
9	400,001円 ~ 420,000円	10,800円
11	440,001円 ~ 460,000円	14,100円
13	480,001円 ~ 500,000円	17,500円
15	520,001円 ~ 540,000円	20,800円
17	560,001円 ~ 580,000円	24,100円
19	600,001円 ~ 640,000円	27,500円
21	680,001円 ~ 720,000円	34,100円
23	760,001円 ~ 800,000円	39,800円
25	840,001円 ~ 880,000円	43,800円
27	920,001円 ~ 960,000円	47,800円
29	1,000,001円 ~ 1,040,000円	51,800円
31	1,080,001円 ~ 1,120,000円	57,100円
33	1,160,001円 ~ 1,200,000円	62,400円
35	1,260,001円 ~ 1,320,000円	69,100円
37	1,380,001円 ~ 1,440,000円	77,100円
38	1,440,001円 ~ 1,500,000円	81,100円
39	1,500,001円以上	上限140,000円

※81,100円+(150万を超えた額÷12月)×0.9(100円未満切捨て)

《主たる扶養義務者の月額負担額》(抜粋)

所得税年額や市民税年額等により負担額(18階層に区分)が決定します。

階層	税年額	負担額
A・B	市 生活保護・市民税の課税なし	0円
C1	民 市民税均等割のみ課税あり	4,500円
C2	税 市民税均等割のみ課税あり	6,600円
D1	所得 0円~30,000円	9,000円
D5	所得 280,001円~500,000円	41,200円
D6	所得 500,001円~800,000円	54,200円
D7	所得 800,001円~1,160,000円	68,700円

《介護保険料の自己負担額の月額限度額》

要支援者(外部サービス利用型指定介護予防特定施設を適用)	
要支援1・・・5,032単位	要支援2・・・10,531単位
要介護者(外部サービス利用型指定特定施設を適用)	
要介護1・・・16,355単位	要介護4・・・22,435単位
要介護2・・・18,362単位	要介護5・・・24,533単位
要介護3・・・20,490単位	

※収入に応じて、自己負担額の軽減措置があります。(介護保険の自己負担額の軽減率)
 ※この自己負担額は国が変更することがあります。

《介護保険利用料の自己負担軽減率》

費用徴収階層	軽減率	費用徴収階層	軽減率
1	100%	30	65%
2~22	99%	31	64%
23	95%	32	63%
24	91%	33	62%
25	86%	34	57%
26	81%	35	54%
27	76%	36	51%
28	71%	37	48%
29	66%	38	45%

《入居の申し込み窓口》

住所地の区役所保健福祉課
 (札幌市民以外は居住市町村役場に申し込み)